

事務事業マネジメントシート(令和 2年度実績と令和 3年度計画)

令和 3年 4月26日更新

事務事業名		児童扶養手当支給事業				☐ マニフェスト関連 ☒ 全庁横断課題関連 ☐ 集中改革プラン関連			
総合計画体系	政策	2 福祉の健康				所属部	健康福祉部	課長名	衛藤 文明
	施策	4 子育て支援の充実				所属課	子育て支援課	担当者名	中嶋 照奈
	施策の柱	15 子育ての経済的負担の軽減				所属班	子ども家庭班	(内線)	1185
予算科目		会計一般	款3	項2	目1	事業連番10551	根拠法令	児童扶養手当法、合志市児童扶養手当の支払日に関する規則	
終了、開始年度		☐ 2年度で終了 ☐ 2年度から開始				事業期間	☐ 単年度のみ ☒ 単年度繰返 (開始年度 18 年度) ☐ 期間限定複数年度 (~ 年度)		

★事務事業の概要 (PLAN)

【事業の内容】	父(母)親がいない児童あるいは父(母)親に重度障害がある児童を養育する母(父)親等に対して児童扶養手当を支給。所得制限限度額により全部支給、一部支給、全部停止に区分。平成31年4月分より額改定のため、子1人場合は全部支給月額42,910円、一部支給月額42,900円~10,120円、また2人目に5,070~10,140円、3人目以降に3,040円~6,080円を加算して支給する。支給資格者は、毎年8月に現況届が必要である。平成20年4月から手当一部支給停止措置が施行されたことに伴い、支給停止措置の適用除外事由に該当し届出書を提出することにより適用を除外する手続きが新たに加わった。また、平成22年8月より父子家庭も対象になった。児童扶養手当法は昭和36年1月29日に制定、以後、度々一部改正され現在に至っている。平成18年2月27日合併して市(福祉事務所設置)になったことにより、それまで県が行っていた児童扶養手当認定から支払事務は、平成18年3月から市が行うことになった。児童扶養手当事務は旧町でも行っていたが、受付等事務手続きを行い、県へ進達する流れであり、県が最終的に審査認定して手当を支払っていた。手当の財源は国と県が負担(平成17年度の負担割合:国4分の3、県4分の1)していた。平成18年3月から市で審査・認定・支払い等の事務手続きを行うため、手当の財源負担が生じた。負担割合は平成18年度改正され国3分の1、市3分の2(県の負担無し)となった。令和元年度に支給回数が年3回から年6回に変更になったことにより、移行期である令和元年度のみ支給額が増えている。
【業務の流れ】	①認定請求等の受付、審査 ②認定等結果の通知 ③定期支払月(奇数月)に前月までの2ヶ月分を支給 ④毎年8月に現況届の受付、審査及び結果の通知
【主な予算費目】	職員手当等、役務費、備品購入費、扶助費
【意見や要望】	特になし

1 現状把握の部 (DO、PLAN)

(1) 事務事業の目的と指標		新規・拡充区分
①手段(主な活動) 2年度実績(2年度に行った主な活動)(DO) 受給資格者に対し、口座振込の方法で定期支払月(5、7、9、11、1、3月期)に手当を支給した。事務取扱件数は、新規認定及び転入97件、資格喪失及び転出48件、現況届642件を取り扱った。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているひとり親世帯の生活を支援する取り組みとして、ひとり親世帯臨時特別給付金を650世帯へ総額93,640,000円(国庫補助金)、熊本県ひとり親世帯への生活支援給付金を650世帯へ13,000,000円(県補助金)支給した。		3年度計画(次年度に計画している主な活動)(PLAN) 前年度と同様。
①活動指標(事務事業の活動量を表す指標)	(単位)人	予算の主な増減の理由
→ア 児童扶養手当の受給資格者数	人	受給者数の増加による扶助費の増
②対象(誰、何を対象にしているのか) *人や自然資源等	(単位)人	②対象指標(対象の大きさを表す指標)
・父(母)親がいない18歳までの児童を扶養しているひとり親家庭の母(父)、または母(父)に代わって児童を扶養している者	人	→ア 受給者数(全額停止者除く)
③意図(この事業によって、対象をどう変えるのか)	(単位)人	③成果指標(意図の達成度を表す指標)
・ひとり親家庭の生活の安定と自立促進ができる	人	→ア 本人・扶養義務者所得による全額停止者数
	人	→イ 本人所得による一部停止者数
*③成果指標設定の理由と 3年度目標値設定の根拠		総トータルコスト 全体計画 ~ 年度
ひとり親家庭の生活の安定と自立促進が目標なので、受給資格者の就業と収入が関係する。就業し収入が上がると、児童扶養手当の所得制限限度額以上になり、手当額が全額停止や一部停止にはなるが、その人数が多くなると生計が安定していると見ることができる。		0

(2) 各指標・総事業費の推移											
		単位	30年度 実績(決算)	31年度 実績(決算)	2年度 目標(当初予算)	2年度 実績(決算)	3年度 目標(当初予算)	4年度 予定	5年度 見込	6年度 見込	
① 活動指標		人	644	627	670	642	680	690	700	710	
② 対象指標		人	644	543	610	548	615	620	625	630	
③ 成果指標		人	60	84	60	94	65	70	75	80	
		人	252	255	250	239	250	250	250	250	
投資 入費 量	事業 内訳	国庫支出金	千円	94,911	121,315	97,600	188,304	98,400	99,200	100,000	100,800
		都道府県支出金	千円		21		14,498				
		地方債	千円								
		その他	千円				153				
		繰入金	千円								
		一般財源	千円	189,732	241,038	195,687	186,899	197,221	198,860	200,510	202,060
	(A) 事業費計	千円	284,643	362,374	293,287	389,854	295,621	298,060	300,510	302,860	
		(A)のうち指定経費	千円	284,365	360,673	293,028	277,632	295,420	297,600	300,000	302,400
		(A)のうち時間外、特勤	千円	121	137	228	100	220	250	250	250
	人件 費	正規職員従事人数	人	4	3	3	4	4	4	4	4
		延べ業務時間	時間	2,115	1,555	1,260	1,985	1,260	1,260	1,260	1,260
		(B)人件費計	千円	8,337	6,162	5,019	7,826	5,019	5,019	5,019	5,019
トータルコスト(A)+(B)		千円	292,980	368,536	298,306	397,680	300,640	303,079	305,529	307,879	

事務事業名	児童扶養手当支給事業	所属部	健康福祉部	所属課	子育て支援課
-------	------------	-----	-------	-----	--------

2 評価の部（CHECK）

*原則は 2年度の後評価、ただし複数年度事業は 2年度実績を踏まえての途中評価

目標達成度評価	① 2年度目標達成度評価	☐ 達成した ☒ 達成しなかった ⇒【原因】 手当を受給する世帯が増えている。
	② 3年度目標達成見込み	☐ 目標達成見込みあり⇒【理由】 ☒ 目標達成は厳しい⇒【理由と対策】 雇用情勢の悪化により、安定した就業および収入が難しいため。
有効性評価	③ 成果の向上余地	☒ 向上余地がある ⇒【理由】 ☐ 向上余地がない ⇒【理由】 児童扶養手当法に基づき手続きをしている。離婚後のひとり親家庭の経済的支援に結びついているが、手当受給を主に考えて就業を控えている例がある。また、母子家庭の母が働く場所が少ないため経済的に自立できない状況があることから、就業支援、自立支援に努めることで成果の向上余地がある。
	④ 類似事業との統廃合・連携の可能性	☐ 他に手段がある⇒（具体的な手段、事務事業） ☒ 他に手段がない ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができる ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 国の制度なので適正である。
効率性評価	⑤ 事業費の削減余地	☒ 削減余地がある ⇒【理由】 ☐ 削減余地がない ⇒【理由】 児童扶養手当法に基づき実施しているため手当額は基準どおりであり、受給資格者の所得に応じて手当額を決定するため総事業費は受給者数と手当額によって変わる。ただし法改正により平成20年4月から手当額が一部減額（2分の1）されるが、支給停止適用除外事由に該当し届出書を提出した場合は支給停止適用を除外し減額しないことになった。対象者は届出書の提出は一度だけでなく現況届時に毎年繰り返し提出しなければならない。就労支援により受給者の所得が増えれば、支給額が減り事業費の抑制をはかることができる。
	⑥ 人件費（延べ業務時間）の削減余地	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☒ 削減余地がない ⇒【理由】 児童扶養手当事務の電算化で業務時間は削減できているので、これ以上の削減は難しい。また、申請者の所得や離婚等プライバシーの問題や、支給額も高額であるため、臨時職員や委託では難しい。
公平性評価	⑦ 受益機会・費用負担の適正化余地	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 公平・公正である ⇒【理由】 児童扶養手当法に基づき基準どおり実施しているので受給資格者及び手当額は公平公正に判断している。この手当支給額は3分の2を市が財源として税等確保しなければならないため、手当受給者の中で税金等滞納がある方には手当を受給された中から少しでも滞納分を納められるようお願いしている状況である。
役割分担評価	⑧ 行政の役割分担の適正化	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 役割分担は適正である ⇒【理由】 国の制度なので適正である。

3 評価結果の総括（CHECK）

受給者が年々増加していて、所得制限者も減少している（ひとり親家庭の収入が低い）。今後は、ひとり親家庭の生活安定のため、自立支援が必要。

4 今後の方向性（事務事業担当課案）（ACTION）

(1) 今後の事業の方向性（改革改善案）・・・複数選択可 ☐廃止 ☐休止 ☐目的再設定 ☐事業統廃合・連携 ☐事業のやり方改善（有効性改善） ☐事業のやり方改善（効率性改善） ☐事業のやり方改善（公平性改善） ☐現状維持（従来通りで特に改革改善をしない）		(2) 改革・改善による期待成果 (廃止・休止の場合は記入不要) <table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><td rowspan="3">成果</td><td>向上</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>維持</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>低下</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>			コスト			削減	維持	増加	成果	向上				維持				低下			
		コスト																					
		削減	維持	増加																			
成果	向上																						
	維持																						
	低下																						
(3) 改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策																							